定款

MabGenesis 株式会社

令和元年 5 月 16 日作成

令和 2 年 1 月 20 日変更

令和 2 年 5 月 7 日変更

令和 3 年 1 月 29 日変更

令和 4 年 11 月 16 日変更

令和 6 年 6 月 18 日変更

令和 8 年 6 月 30 日変更

MabGenesis 株式会社定款

第１章　総　則

（商号）

第１条　当会社は、MabGenesis 株式会社と称し、英文では MabGenesis Inc.と表示する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 医薬品、動物用医薬品、農薬、医薬部外品、試薬、診断薬、化粧品等の各種生物学的物質及び化学的物質の研究開発及びその受託

(2) 医薬品、動物用医薬品、農薬、医薬部外品、試薬、診断薬、化粧品等の各種生物学的物質及び化学的物質の開発、製造及び販売

(3) 医薬品、動物用医薬品、農薬、医薬部外品、試薬、診断薬、化粧品などの各種生物学的物質及び化学的物質に関連する基盤技術に係る知的財産権の譲渡及び使用許諾

(4) 上記各号に掲げる医薬品等の各種試験とその資料作成、情報収集・処理サービス及びそのコンサルティング業務

(5) 遺伝子及び蛋白質の情報解析から医薬品等の研究開発に関する受託研究及びコンサルティング業務

(6) 医薬品等のメディカルアフェアーズ活動に関するコンサルティング業務

(7) 前各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を横浜市港北区に置く。

（機関）

第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査役

(3) 監査役会

(4) 会計監査人

（公告の方法）

第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、28,456,000 株とする。

（自己の株式の取得）

第７条　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第８条　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）

第９条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

(2) 会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第10条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。

3．当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規程）

第11条　当会社の株式に関する取扱い及びその手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

（招集）

第12条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第13条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月３１日とする。

（招集権者及び議長）

第14条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

２．代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２．当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第16条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2．会社法第３０９条第２項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第17条　株主は､当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2．株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第18条　当会社の取締役は、7 名以内とする。

（取締役の選任方法）

第19条　取締役は、株主総会において選任する。

2．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3．取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第20条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第21条　取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

2．取締役会は、その決議によって、取締役会長及び取締役社長各１名、取締役副社長、

専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第22条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2　代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第23条　取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2．取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の方法）

第24条　取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第25条　当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第26条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第28条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議

によって免除することができる。

2．当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第29条　当会社の監査役は、5 名以内とする。

（監査役の選任方法）

第30条　監査役は、株主総会において選任する。

2．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第31条　監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第32条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第33条　監査役会の招集通知は会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。

2．監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議の方法）

第34条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会規程）

第35条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）

第36条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第37条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2．当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第６章　会計監査人

（会計監査人の選任方法）

第38条　会計監査人は、株主総会において選任する。

（会計監査人の任期）

第39条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2．前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

（会計監査人の報酬等）

第40条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第７章　計　算

（事業年度）

第41条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの１年とする。

（剰余金の配当）

第42条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月３１日とする。

２．前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）

第43条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月３０日を基準日として中間配当をすることができる。

（剰余金の配当の除斥期間）

第44条　配当金が支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

（電子提供措置等の効力発生）

附則第１条　定款第 15 条（電子提供措置等）の新設は、当会社が振替株式（「社債、株式等の振替に関する法律」に規定する振替株式）を発行している会社となった日から効力を生ずる。なお、本条は効力発生後削除する。